

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 (1) 議長 月額 <u>537,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>478,000円</u> (3) 議員 月額 <u>450,000円</u>	(議員報酬) 第2条 (1) 議長 月額 <u>538,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>479,000円</u> (3) 議員 月額 <u>451,000円</u>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。